

所長による自己評価

神奈川県衛生研究所
所長 益川 邦彦

1 自己評価の位置づけ

神奈川県衛生研究所長として医療の場から4年半程前に着任した時、既に本庁の衛生部内に新衛生研究所整備担当課を置き、茅ヶ崎市への新築移転作業に入っていた。衛生研究所の移転は、10年以上前から何度となく議論し、移転先や組織について変更が加えられてきた。一方、大部分の県立研究所は、平成6年度末に新築移転を含めた再編整備を終了したが、衛生研究所だけが取り残されることとなった。さらに、社会は、経済不況の中、行政改革と地方分権を論じるようになり、衛生研究所を取り巻く環境の著しい変化により、新築移転は厳しい衆目の中で行われようとしている。

このような中で、研究所を総括している関係室課は、数年前から国立研究所等と同様に県立研究所について外部機関評価を行いたいとの考えを示していた。この外部機関評価は、既に再編整備が終了した研究所の業務内容を評価することとなった。一方、再編が未実施の衛生研究所については新研究所への移行のための評価を目指すこととなった。

そこで、私は、今回の外部機関評価を新衛生研究所の背骨づくりに格好の機会を与えられたと考え、風説として聞き及んでいる衛生研究所への批判等も含めてできる限りさらけ出し、新衛生研究所の礎となるものを見いだしたいと念じている。

所長としての衛生研究所の自己評価は、先ほども若干触れたように衛生研究所で年月を重ねたとはいえ、未だ研究所の全容を理解し得ない私が行うものであり、極めて個人的な見解であることを明らかにしておきたい。

2 衛生研究所の設置目的

神奈川県衛生研究所は、厚生省3局長通牒の「地方衛生研究所設置要綱」に

基づいて設置され、現在は、神奈川県行政組織規則（昭和 31 年規則第 64 号）によって詳細を定めている。

当所は、地域保健対策を効果的に推進するため、病原体や化学物質等の迅速かつ精確な検査態勢を充実するとともに、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報の収集・解析・提供の 4 つの機能（4 本柱）の強化を図り、科学的技術的な中核機関を目指し、保健福祉事務所（保健所）や本庁事業課と連携を図りながら業務を進めている。

保健所法から地域保健法へと大幅に改正し、地域保健対策の推進に関する基本的な指針を示しても、それまでと同様に 4 本柱を中心に業務を行うべきと、ある時は言い、ある時は言われてきたが、試験・検査を優先しなければいけないのか、調査・研究こそ県民の公共の福祉につながるのか、と、私を含め所員の大多数が自問自答しながら結論を出せないでいると言っても過言ではないと思っている。

一方、かつての再編整備の目的であった「試験場から研究所へ」、「先端技術への指向の強化と従来技術の連携」から、現在は「実用化を念頭に置いた研究」すなわち「行政に役立つ研究」を求めているが、当所においてもこの歪みが大きく出ていると理解している。

いずれにしても、公的機関として「研究所」と名乗っている限り、衛生研究所は、「県民の健康・福祉及び地域の健康づくりに寄与」する研究を行うべきと理解している。そして、この研究を基盤として県民に寄与し、行政に役立つ試験検査や研修指導等をはじめ他の業務も必要であると理解している。

3 研究所の体制・運営

所の最高決定機関としている部長会議は、月に 2 回開催し、部長以上の管理職により所の運営に関わる事項を協議し、コンセンサスを得る場と心得ている。そして、各部長は、科長を通じ、あるいは直接所員に部長会議で協議・決定した内容を伝え、時には所員の意見を部長会議の場にフィードバックあるいは提案する役と考えている。しかし、所員からは、部長会議の内容がよくわからないとの指摘が多い。このことは、構成員の努力不足によるものか、構成員あるいは所員の理解不足によるものかは論じることができないが、約半数の研究員

が部長職と同世代となり、部下への遠慮と上司への同僚感覚が交錯し、意志の疎通を欠いているのではないかと感じている。研究員の大多数が、所外はおろか所内においても人事交流がなかったことが、このような状況を増幅していると思っているので、人事交流を活発にしていこうと考えている

研究方針を始めとする所の運営について本庁事業課の意見を聞くため、毎年1回予算編成時期の11月に運営協議会を開催しているが、実質協議が少なく、形骸化していると言っても過言でない。そこで、昨年から保健福祉事務所衛生検査課との業務連絡会に関係する全事業課担当班の責任者（主幹・技幹）をオブザーバー出席してもらい事前レクチャーを実施したところ、多少の成果が出たように感じているので、今後はさらにレクチャーの質をあげるように努力していく。

設備整備は、10年以上前から再編整備の俎上に挙がっていたこと及び中・長期的な機器整備計画を作成していなかったことから、先送りしている。その結果、旧式の機器が大多数を占め業務に支障を来している。施設・機器の中でも特に測定機器類は、科学・技術の進歩とともに変遷していくので、機種・整備総額を固定化しないで、機器整備の長期計画を策定するとともに試験・研究の基本的方向性と仕事量を毎年見直し、予算化のルール及びシステム作りを進めたい。

他の県立研究所及び外部機関による利用を含む共同利用は、高性能・高額な機器で整備台数が1種1台のみの場合、利用する部門ごとに管理する測定値の精度が大幅に異なるため、保守管理が複雑・高度となることから開放したがないことがしばしば大きな問題となる。この改善方法として、機器管理担当部門を設け、非熟練者に対する指導、測定サービス等の提供、外部保守管理用予算の確保等を図ることがよいと考えている。しかし、人事・予算面から非常に困難を極めるので、研究員が相互協力する環境の醸成しかないだろう。

当面は、各種精度管理のために既に作成した各種の標準作業手順書を活用するほか、所員の協力を得て予備実験データの提出を求めて事前利用審査などが行えるような態勢を整えたい。

環境安全面からの管理は、各部の代表者で構成する環境安全管理部会の下に化学系、微生物系、放射能系、動物実験系、廃棄物系の5環境安全管理部会を設け、それぞれに各種委員会を設置し、計12委員会で安全対策を進めている。

当所は、知識と経験を積み上げた専門性を重要視せざるを得ないことから人事交流が停滞し、研究員の平均就業年数が 17 年 4 か月となり、高齢化の弊害が随所に出ている。人事の若返りを検討する際、新卒者の採用が直ちに浮かぶが、全庁的に 10 年間に職員の 10 %削減を行っている現状では難しい面があるので、専門性に多少なりとも共通点がある分野との人事交流を検討せざるを得ないと思っている。例えば、衛生検査課、衛生行政職及び他の県立研究機関における数年間の経験は、新たな能力の育成及び知識の習得に大きなプラス要因と考えているので、一定のローテーションで研究員に本庁機関や保健所等の行政部門や検査部門での勤務を経験させるような方策を検討したい。

当所は、研究員の職種が細菌検査員と化学検査員の二つに区分され、職種手当が異なることから、所内の人事交流等を行う上で少なからず障害になっている。また、研究員に研究職給料表を適用しているのに対し、衛生検査課員に医療職第 2 表を適用していることも人事交流の障害になっている。いずれにしても、人事交流の障害となる制度の改善について衛生総務室に働きかけていきたい。

また、衛生研究所は、今後 10 年の間に研究員 56 名の約半数以上の退職が見込まれていることから、長期的な計画で採用ができない場合に研究ポテンシャルの低下が生じるものと大きな危機感をもっている。

そこで、任期付き任用制度等の活用により、既に一定のレベル以上の実力を備えた研究者を外部に求める必要性が出てくるので、制度化に期待を抱いている。しかし、この手法については次のような問題点があり、そうした問題点をどのようにクリアできるかが課題であると考えている。

課題の 1 つは、必要とする研究分野・レベルの研究者が簡単には見つからないことである。(任用期間中にどのような研究を行わせるのかを明確にする必要があり、研修補助員等のスタッフや実験用機器などの研究環境にも配慮を要する。)

2 つ目は、適当な研究者を見いだしたとしても、当所が提供する身分保証や報酬などの待遇面で双方が合意することは厳しいと考えている。

さらに、機関の活性化を図るため、研究指導者の任用について考えたい。

当所の 1 室 5 部 13 科からなる組織は、統制のとれた業務遂行を可能にしているが、テリトリー意識やセクショナリズム、縄張意識等をしばしば生み、新

たに出現する問題への取組が後れたことがあったので、新衛生研究所の発足に向け、より柔軟な組織体制として部・グループ制に組み換える方針でいる。

研究員は、経常研究、重点基礎研究及び特定研究のいずれかに主研究者の名前を出している。重点基礎研究及び特定研究は、競争的資金のため、主研究者には限られた研究員のみがなれることの反動から、それ以外の研究員は、研究を実施している証のため経常研究に大部分の研究員が応募している。このような理由から、経常研究は、これまで課題評価を実施しても研究課題として不採択としたことがほとんどない。その結果として、研究の自由を認めた形となり、さらに研究費の不足による研究継続困難の言い訳にもなり得ている。今後は、研究所のみならず各部各課の設置目的にあった研究課題を評価するとともに、研究課題と計画の優劣を尊重した課題の採択及びプロジェクト化を図り、研究費と人材の有効活用を推進したい。

4 調査・研究

国立研究所、独立行政法人、特殊法人の研究所及び大学等が外部の評価を受けることを義務づける時代になったことは、「やむを得ない」でなく「当然」であると理解しているが、実際に課題評価を行ってみると、難しい面がある。例えば、内部及び外部ともに委員を全ての分野をカバーすべきだが、それができないので公平性に欠けるとの批判が出ていても明快な回答ができず、地団駄を踏んでいる。外部評価委員の増員は、現在の経済状況では厳しいが、予算処置を講ずれば解決できると考えている。しかし、内部評価委員については、人材の育成あるいは多くの専門家の採用を検討しなければいけないので、厳しい人員削減下では困難な状況としかいえない。

研究員は、国や県の行政や世界の動向について関心が低いため、研究者個人としての興味から脱却できず、時代に適応し、かつ行政に結びつく成果が出にくい状況に不満を持っている。研究員に対して社会や行政の動向に注意を払うように機会あるごとに喚起しても反応が鈍いことである。今後も、部科長とともに、現在求められている研究課題が何であるかを研究員とともに常日ごろから十分話し合っ理解を深めていきたい。

研究員は、研究の自由を強く標榜するが、強力な指導力を発揮できる者が少

ない。この結果、個人あるいは少人数で取り組む研究が多く、行政組織としての研究課題の組立てや所内各部科と連携・共同した所内プロジェクト研究の推進に消極的である。その結果、直接的な視点は異なるが同一又は類似の物質を取り上げた研究を複数の部科が行っている場合が多々ある。このような研究課題を体系化するとともに総合的に取り組むことにより、幅広く活用できる成果を得ることができるだろうし、衛生研究所への期待が高まるだろう。

当所で明らかに欠けている研究分野は、健康に関わる統計学的調査研究で新衛生研究所における強化すべき部分と考えているが、衛生部として具体的なコンセンサスが醸成していない。これまでの衛生研究所は、感染症関係及び対物関係の業務であれ直接人と関わる業務内容でなかったので、衛生部にアピールすることができないでいる。強化するには、部門の設置に加え、公衆衛生統計の専門家を招聘する方向で検討したい。

不足している県単独の研究費を補うためには、厚生労働省が所管する厚生科学研究費等のような競争的研究資金の導入が考えられる。しかし、5千万円以上の研究費は、「競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ」（平成13年4月）による「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」に基づき、県議会における予算審議を経て執行できるようになったが、それより少額の競争的資金の取扱いを明示していないので、今後、県の制度としての確立を関係機関に働きかけなければならない。

将来の行政方針を予測するための調査事業は、衛生研究所自らが調査目的、調査材料、調査・試験方法、調査・検体数等について計画立案して実施できない。このような状況を克服するため、事業課と基本的な調査方針の整合を取った上で、衛生研究所が直接財政部門と調整して事業費を確保できるように関係部局に強く働きかけていきたい。

所員は、学協会での口頭発表及び論文投稿を率先して行い、全国の地方衛生研究所の中でも上位にいることは、所長として榮譽に感ている。しかしながら、外部から「研究を自分の趣味で行っているだけだ」あるいは「学位を取るための研究しか行わない」などと揶揄されている。

研究成果を学会誌等に投稿している研究員から、発表しても行政が評価してくれないとの批判をしばしば耳にするがある。私は、このような研究員を研究者として純粋に評価するし、好ましいことと考えているので、県民や行政にわ

かりやすい説明ができるように指導するとともに、その両面を備えた研究者に育つことを期待したい。

5 試験検査

研究志向の強い研究員は、しばしばつまらない余計な仕事と言わんばかりに軽視するが、私は、基本的には計画的な行政検査と保健所からの苦情品に対する原因を解明する検査は、県民の健康に危害を及ぼすことを未然に防止するための重要な業務であると研究員に言い続けている。当然、必要な業務といえども、惰性で行っているとも思える検査もあるだろう。このようなことを感じるのであれば、研究員は、研究や調査事業の企画段階で、研究において得た知識と情報を整理し、行政と検討を加えながら事業内容の見直しについて理解を得る努力が必要と思う。また、苦情は、保健所窓口で解決できると感じることもある。特に、類似の苦情品の検査が多いならば、徹底的に原因を解明するとともに、論文として発表し、相談窓口で利用できる説明資料として提供する努力をすべきである。

このような視点で、試験検査を実施すれば、やがてよりよい試験検査にシフトしていくだろうし、苦情者は、短時間で原因が導き出したと感謝することだろう。このような解明のための研究は、確かに、学問的に高度でないかもしれないが、行政機関としての研究所の使命であることを訴えていきたい。

保健所設置市の増加に伴い、県が直接所管する地域（県域）及び対象人口が縮小することから、試験検査の検体数が減少し、実態調査とならないのではと危惧せざるを得ない状況になりつつある。このようなとき、自らの検査データに内外のデータを広く収集して加え、統計学・疫学的手法を駆使して総合的な評価を行うことも一つの方策と考えているが、所員の理解が得られていないのが残念でならない。統計学・疫学的視点を取り入れ、試験検査への考え方を、各部長の知恵を借りながら理解を得る努力していく。

行政検査については、衛生研究所の旺盛な研究指向に対して衛生検査課間の分業化が進んだため、衛生研究所以上に高性能の測定機器類が整備されるとともに、検査員の熟練度の向上にあわせた技術移転を推進したこと、さらに行政側の衛生検査課指向が増大したことから、当所と衛生検査課との業務分担の基本的考え方がわかりにくくなっている。これらと全庁をあげた経費及び職員の

削減が叫ばれる現状から、衛生検査課等の統合を視野に入れた業務の見直しを進めざるを得ないと考えている。

行政システム改革で唱えている検査の外部委託については、レギュラトリーサイエンス及び衛生研究所自らの試験検査精度のたゆまぬ向上を背景として民間検査機関の能力、経費、迅速性等を比較する中で検討しなければならないだろう。

一般依頼試験は、条例上実施しなければならないが、厚生労働大臣の指定する検査機関が増加していること、精度管理を導入した公設機関との同等性を公認していること及び検査料金体系に人件費が加味していないため民業を圧迫する可能性があることから、事業課及び保健福祉事務所から要請・紹介のあった場合を除き、指定検査機関を紹介する方針で意見統一を図りたい。

6 研修指導

保健衛生研修は、相模原市や藤沢市のように衛生試験所を設置する市が出現する可能性があることから、地域保健法に基づく市町村への現任研修としての必要性は残ると考えている。しかし、保健衛生研修の多くが平成15年4月に開講する保健福祉系4年制県立大学の人材育成センター（仮称）に移管することになっているが、衛生試験・検査の実技を伴う実務研修は、予算計上から実施までの過程はともかく、県内の基幹衛生研究所として当所が実施すべき研修と心得ている。

現状の保健衛生研修、特に衛生検査課の中堅検査員を対象とした担当者研修は、高度な測定機器の普及、検査員の熟練向上に加え、一部受講者派遣側の形骸化により、受講生及び講師双方から研修内容や受講生の選抜方法についての不満が多かったことから、日常業務で解決しなければならないテーマの公募研修に改善したが、応募がほとんどなかったため、今後の方針に苦慮している。

研修生受入れ制度として保健衛生行政関係者以外の民間及び大学生の受入れの是非、研修費の徴収等を含めて全く整備していないため、所内各部科の対応に違いを見ることができる。

研修・実習生の受入れは、①原則として保健衛生行政関係者のみを受け入れ

る、②大学生の受入については、短期（1回数日程度）の実習・研修を除き、卒業論文作成研修のような長期研修を受け入れない、③企業等の民間については、衛生行政上、保健福祉事務所あるいは事業課の指導がある場合のみ受け入れる、③研修を受け入れる場合は、受講者負担の原則から研修経費の実費負担を求める等を視点を制度化を図りたい。その際、研修経費については、衛生総務室を通じて「衛生試験、治療等に関する条例」の改定時に導入するように働きかける。

7 情報・交流

地域保健対策の推進に関する基本的指針で機能強化を求めている疫学調査機能は、現在、感染症発生情報関連を除いて公衆衛生情報の収集・解析・提供に取り組む態勢ができていないが、早急に充実強化しなければいけない分野なので、所をあげて取り組んでいく。特に、大きな課題と考えているのは、食品等における化学物質の検出情報を収集・解析・提供について、関係する各部門が全く興味を示していないことである。

これまで取組が不十分であった公衆衛生情報は、「かながわ健康プラン21」として地域保健を進める上で地域特有の健康事象の把握が必要不可欠なことから、健康統計学を中心とした態勢を整備するとともに、感染症発生情報や化学物質検出情報との一体化を早急に図る。

感染症情報については、政令指定都市を含む保健所設置市の情報を収集・解析・提供する基幹地方感染症情報センターの設置について一部の政令指定都市の合意を得ていないが、設置に向けた準備を先行して進めていく。また、化学物質検出情報についても、感染症情報と同様に衛生部の情報センターとして整備したい。

公衆衛生情報に取り組むための研究員の意識は、疫学・統計学的視点で保健所等からの情報を収集し、自己の研究と結びつけた上で新たな情報として発信していこうとする意欲が非常に低く、公衆衛生情報を本格的に行うにしても公衆衛生学・疫学・統計学の専門家が絶対的に不足しているので、健康事象、感染症発生、化学物質検出等の公衆衛生情報（疫学）について総合的な解析ができる専門家の配置を強力に要求していく。

8 人材育成

研究員の人材育成は、研究員の構成がピラミッド型であるならば、先輩が後輩に助言及び支援する過程で指導・育成が進んでいくものと考えている。しかし、当所は逆ピラミッド型に近い形をしている上に、約半数を占める50歳代の研究者は、大量採用とその採用時に中堅の指導者が少なかったことから、自由奔放に業務に取り組んできた。その結果、上司・先輩から教育を受ける機会が少なかった上に、その後、自らが中堅に至ったときには、指導・育成する後輩がほとんどいなかったため、独立独歩型の人材が多くなったとみている。したがって、現在の中堅研究員が、将来の指導者として育っていないことが大きな課題と感じている。

9 将来の展望

地方衛生研究所設置要綱に示されている業務内容の内、調査研究では、健康事象に関する疫学的調査研究、健康の保持及び増進に関する調査研究、地域保健活動に関する調査研究が欠落しているので、この部分の充実を図らなければならない。また、試験検査では、廃棄物に関する試験検査、温泉に関する試験検査等は、環境科学センター及び温泉地学研究所で実施しているが、それ以外では、特殊なものを除いてほぼ対応できるようになっている。

そこで、当面、基幹地方感染症情報センターの設立をできる限り早急に進め、県内全域の感染症情報がリアルタイムに提供できるように充実強化する。さらに、地域における保健所の健康危機管理体制をバックアップ（支援）できる機能及び体制を確立すべく検査体制及び能力の向上、病原体、毒物劇物等についての調査研究の充実、研修の実施、県内レファレンスセンターとしての機能の充実を図りたい。

今後も地方分権と市町村の合併が推進され、保健所設置市が増加すると神奈川県衛生研究所の業務が減少すると想定されるので、神奈川県全体の基幹地方衛生研究所として県内地方衛生研究所・試験所の支援を視점에設備及び人材の両面から整備・強化したい。

平成 15 年 6 月に新衛生研究所として新たに出発することに伴い次の組織改革を検討している。

- ・食品獣疫部を細菌病理部に統合し、細菌部とする。なお、一部の業務はウイルス部、食品薬品部へ移管する。
- ・多様化する行政ニーズに的確に対応するため、研究組織を弾力的に編成できる体制を構築するため、科制を廃止し、業務毎のグループ制を導入する。
- ・衛生部の情報センターとして県民への情報発信を行うため、企画指導室を強化し、企画情報部とする。

その結果、1 室 5 部 13 科から 5 部グループ制に組織変更する予定である。

10 おわりに

機関評価を実施するに当たり、衛生研究所の現状と問題点を思いつくまま述べさせていただいた。機関評価は初めての経験であり、まとまりのないものとなってしまったと感じている。平成 15 年度の新築移転を控え、現状の衛生研究所を外部評価委員の先生方から評価していただき、その結果を新衛生研究所の運営に反映し、業務の推進に活用できるよう努めたい。